財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

㈱1．「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（昭48法７）第５条第２項第１号、第２号及び第３号に掲げる運用、投資及び債務保証である。

2．「25年度」欄は、25年度当初計画額である。

3．「自己資金等」欄の（　）書は、財投機関債（独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。）の発行により調達する金額を内書したものである。

4．「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

⑵　財政投融資原資見込

（単位：億円）

	26年度	25年度
財政融資	117,616	130,621
財政融資資金	117,616	130,621
産業投資	3,172	2,638
財政投融資特別会計投資勘定	3,172	2,638
政府保証	41,012	50,637
政府保証国内債	33,912	42,537
政府保証外債	7,100	8,100
合計	161,800	183,896

㈱1．25年度欄の金額は、当初計画額である。

2．財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、26年度において、財政投融資特別会計国債16.0兆円（25年度予算11.0兆円）の発行を予定している。
また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券2.1兆円の発行を予定している。

⑶　財政投融資使途別分類表

（単位：億円）

区分	26年度				25年度			
	財政融資	産業投資	政府保証	合計	財政融資	産業投資	政府保証	合計
⑴　住宅	9,286	—	136	9,422	8,926	50	315	9,291
⑵　生活環境整備	17,049	150	5,857	23,055	17,632	50	10,369	28,051
⑶　厚生福祉	8,880	—	321	9,201	6,242	—	784	7,026
⑷　文教	12,711	—	69	12,781	15,133	—	91	15,224
⑸　中小企業	36,222	583	1,806	38,611	39,704	455	1,808	41,967
⑹　農林漁業	4,610	150	—	4,760	3,718	350	—	4,068
⑴～⑹　小計	88,759	883	8,189	97,831	91,355	905	13,367	105,627
⑺　国土保全・災害復旧	4,700	—	74	4,774	3,337	—	140	3,476
⑻　道路	3,299	—	19,400	22,699	5,531	—	23,860	29,391
⑼　運輸通信	1,080	735	4,478	6,293	1,921	—	3,270	5,191
⑽　地域開発	762	2	1,829	2,592	1,837	2	1,877	3,716
⑺～⑽　小計	9,841	737	25,781	36,358	12,626	2	29,146	41,775
⑾　産業・技術	11,796	1,242	1,443	14,481	16,796	1,731	1,523	20,050
⑿　貿易・経済協力	7,220	310	5,600	13,130	9,844	—	6,600	16,444
合計	117,616	3,172	41,012	161,800	130,621	2,638	50,637	183,896

㈱　本表は、「財政融資資金法」（昭26法100）第11条第２項に基づき25年１月27日に財政制度等審議会に提出されたものである。